

令和8年10月16日

福岡県議会議長 大島 道人 様

第2次議会改革プロジェクトチーム

座長 江口 善明

第2次議会改革プロジェクトチームの最終答申について

はじめに

第2次議会改革プロジェクトチームは、令和8年6月19日、議長から、

- (1) 県議会に係る慣行等の見直し
- (2) 海外活動に係る基準づくり
- (3) 議会活動の広報の強化
- (4) その他議会改革に関すること

について諮問を受け、協議を重ねるとともに、必要な調査・検討を進めてきた。

検討に当たっては、プロジェクトチームにおける議論に加え、少数会派から寄せられた意見も踏まえるとともに、海外活動に係る基準づくりについては、外部有識者からも意見を聴取するなど、幅広い観点から検討を行った。

このうち、「県議会に係る慣行等の見直し」については、執行部との関係に係る慣行の見直しについて一定の結論に至ったことから、令和8年9月定例会からの見直しの実施に向け、同年9月2日に中間答申を行った。

中間答申では、執行部との関係に係る慣行の見直しに加え、議会事務局

の業務及び議員連盟の事務局の取扱いについても、今後の検討の方向性を示したところである。

その後、「海外活動に係る基準づくり」及び「議会活動の広報の強化」について引き続き検討を重ねた。

今般、中間答申の内容と併せ、これらの検討結果を取りまとめ、最終答申とするものである。

なお、本プロジェクトチームにおける検討の経過については、別添のとおりである。

Ⅰ 海外活動に係る基準づくり

県議会の海外活動は、国際的な知見や人的ネットワークを県政及び議会活動に活かし、県政課題の解決、県民福祉の向上及び県勢の発展につなげることを目的として行われるべきものである。

一方、公費を使用して実施する以上、その目的や必要性、経費、成果等について、県民に対する十分な説明責任を果たすとともに、透明性を確保することが求められる。

このため、本プロジェクトチームでは、県議会又は県議会議員が県議会の公務として、公費を使用して国外で行う交流、調査、研究その他の活動について、実施の要件、手続、経費、成果の報告及び情報公開等のあり方について検討を行った。

検討に当たっては、少数会派から寄せられた意見も踏まえるとともに、外部有識者からも意見を聴取し、県民の理解と信頼が得られる海外活動とするために必要な基準について議論を重ねた。

その結果、海外活動については、その目的、期待される成果及び県政との関連性を明確にするとともに、執行部との役割分担を踏まえた議会としての必要性や、国内での調査、オンラインによる意見交換等の代替手段では目的の達成

が困難であるなど、海外で実施する必要性を十分に検証することとした。

また、実施に当たっては、目的、訪問先、活動内容、参加者、経費、期待される成果等を明らかにした実施計画を作成し、基準に定める実施要件に適合しているかを事前に確認した上で、実施を決定することとした。

経費については、公費を使用する活動であることを十分に踏まえ、その適正化を図るとともに、訪問団の規模、執行部職員の随行、合同訪問、途中参加・途中離団等についても、公費負担の範囲や取扱いを明確にすることとした。

さらに、県民に対する説明責任及び透明性を確保する観点から、実施前の情報公開に加え、活動終了後の報告書及び参加議員それぞれの所感・成果の公表並びに本会議における報告など、活動の内容及び成果を県民や議会全体に明らかにすることとした。

以上の考え方を踏まえ、別紙 Ⅰ のとおり「県議会の海外活動に係る基準」を定めることを提言する。

なお、本基準については、策定することをもって終わりとするのではなく、今後の運用状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うことが重要である。

特に、現在、知事部局に設置された第三者委員会において過去の海外活動について検証が行われていることから、今後、同委員会から検証結果や提言等が示された場合には、その内容を踏まえ、本基準について必要な見直しを行うべきである。

2 議会活動の広報の強化

(1) 基本的な考え方

県民に開かれた議会を実現するためには、議会でどのような議論が行われ、議会や議員がどのような活動を行っているのかを、県民に分かりやすく伝え、議会への理解と関心を高めていくことが重要である。

県議会では、これまでも県議会だより、ホームページ、インターネット中継等を通じて情報発信を行ってきたが、県民の情報収集手段が多様化する中、既存の広報媒体をより効果的に活用するとともに、新たな情報発信の手法についても検討していく必要がある。

一方、広報の手法は多岐にわたり、その充実には一定の経費や人的体制を要するものもあることから、限られた予算及び人員の中で、実施すること自体を目的とするのではなく、何を、誰に、どのような手法で発信するのかを明確にした上で、費用対効果や事務負担等も踏まえ、効果的な取組を進めていくことが重要である。

(2) 今後の取組の方向性

本プロジェクトチームでは、議会活動の広報の強化について、委員及び少数会派から様々な意見が出されたことから、既存の広報媒体や仕組みの活用可能性、実施に要する経費、人的体制・事務負担、システム改修の必要性等の観点から検討を行った。

その結果、現行の予算・体制等で実施可能な取組については、具体的な実施方法を整理した上で、できるものから速やかに取り組むことが適当である。

一方、SNS や動画等を活用した情報発信、子どもや若い世代が議会や県政への関心を深める取組などについては、新たな予算や人的体制等を必要とするものもあることから、今後の広報強化に向けた取組のアイデアとして整理し、実施の必要性や効果、必要となる予算・体制等を踏まえながら検討していくことが適当である。

以上を踏まえ、早期に取り組むもの及び今後の広報強化に向けたアイデアについて、別紙2「議会活動の広報強化に向けた取組」のとおり整理する。

(3) 広報を戦略的に検討する体制

今後、議会活動の広報をより効果的に進めていくためには、個々の広報媒体や取組ごとに検討するだけでなく、県議会として何を、誰に、どのような手法

で発信していくのかという観点から、広報全体を戦略的に検討していくことが必要である。

このため、現在の県議会だよりの編集等を行う会議について、その役割を広報全般に広げ、「広報戦略会議」とするなど、県議会の広報全体について検討する場として充実・強化することを検討すべきである。

その中で、本プロジェクトチームで出された広報強化に向けた様々なアイデアも踏まえ、発信する内容や対象、活用する媒体・手法、実施に必要な予算及び人的体制、事務負担等について総合的に検討し、効果的な広報につなげていくことが望まれる。

(4) 広報の効果の把握

広報の充実に当たっては、それぞれの取組が県民にどの程度届き、議会への理解や関心につながっているか、その効果を把握することが重要である。

このため、ホームページの閲覧数、動画を配信する場合の視聴回数、県民アンケートの結果等、既存の手法により把握可能な指標を活用して効果を検証し、その結果を今後の広報の検討や情報発信の改善につなげていく必要がある。

3 県議会に係る慣行等の見直し

「県議会に係る慣行等の見直し」については、執行部から慣行の見直しに関する提案が示されるとともに、議員側においても見直しに関する意見を集約し、本プロジェクトチームにおいて双方の内容を踏まえながら協議を行った。

その結果、執行部との関係に係る慣行の見直しについて一定の結論に至ったことから、令和8年9月定例会からの見直しの実施に向け、令和8年9月2日に中間答申を取りまとめた。

また、その協議の中では、議会事務局の業務についても見直しを検討すべきとの意見が出されたほか、執行部から示された見直し事項のうち、議員連盟の

事務局の取扱いについても、今後の事務局機能のあり方を含め、検討が必要であるとの認識が示された。

中間答申において取りまとめた内容は、次のとおりである。

(1) 執行部との関係に係る慣行の見直し

執行部との関係に係る慣行については、各会派から提出された意見を踏まえて執行部において改めて見直し事項が整理され、本プロジェクトチームにおいて協議を行った。

協議の中では、見直しの具体的な内容について様々な意見や懸念も示されたが、本プロジェクトチームとしては、基本的には、執行部が示した見直しの趣旨及び方向性を尊重し、別紙に掲げる見直し事項に基づき、令和8年9月定例会から見直しを実施することが適当であるとした。

一方、新たな取扱いを実際に運用していく中で、不都合や課題が生じることも考えられる。このため、今回の見直しを実施した上で、運用上の課題等が生じた場合には、必要に応じて見直しを検討することが適当であるとした。

(2) 議会事務局の業務の見直し

本プロジェクトチームの協議においては、執行部との関係に係る慣行の見直しに加え、議会事務局の業務についても見直しを検討すべきとの意見があった。

議会事務局の業務の見直しについては、単なる慣行の見直しにとどまらず、議会運営そのものに関わる事項も含まれることから、本プロジェクトチームにおいて具体的な取扱いを決定するのではなく、今後、議会運営委員会等の場において議論することが適当であるとした。

(3) 議員連盟の事務局の取扱い

執行部から示された見直し事項のうち、議員連盟の事務局については、執行部が事務局を担わないこととした場合、今後、その事務局機能をどこが担うのかという課題がある。

また、その取扱いは、議会事務局を含めた人的体制にも関わるものであることから、単に事務局機能の移管先を決めるのではなく、それぞれの議員連盟の活動内容や事務局業務の実態についても整理する必要がある。

このため、まずは、執行部、各議員連盟の役員及び議会事務局の間で、活動内容や事務局業務の実態を整理した上で、今後の事務局のあり方について協議することが適当であるとした。

なお、執行部との関係に係る慣行の具体的な見直し内容については、別紙3「執行部との関係に係る慣行の見直しについて」のとおりである。

おわりに

本プロジェクトチームでは、議長からの諮問を受け、県議会に係る慣行等の見直し、海外活動に係る基準づくり、議会活動の広報の強化など、幅広い課題について検討を行ってきた。

その過程では、これまで慣例的に行われてきた取扱いについて改めて検証するとともに、少数会派からの意見や外部有識者の意見も踏まえ、県民の理解と信頼を得られる議会のあり方という視点から議論を重ねた。

その結果、県議会に係る慣行等については、執行部との関係に係る慣行の見直しを行い、令和8年9月定例会から新たな取扱いによる運用が始まっている。

また、海外活動については、公費を活用して行う活動として、目的や必要性、経費、成果等について県民への説明責任を果たし、透明性を確保するための基準を取りまとめた。今後、海外活動を行うに当たっては、議員一人ひとりがこの基準の趣旨を十分に理解し、これを遵守しなければならない。

その上で、第三者委員会から検証結果や提言等が示された場合には、その内容を踏まえ、必要に応じて本基準の見直しを行うことが重要である。

議会活動の広報については、現行の予算・体制等で実施可能な取組については、できるものから取り組むとともに、本プロジェクトチームで出された様々な意見を今後の広報強化に向けたアイデアとして整理した。

今後は、県議会として何を、誰に、どのような手法で発信していくのかという観点から、必要となる予算や人的体制等も含め、広報全体を戦略的に検討し

ていくことが必要である。

議会改革は、制度やルールを新たに設け、あるいは従来の取扱いを改めることだけで完結するものではない。

本答申に基づく取組について、その趣旨に沿った運用がなされているか、その効果や課題を継続的に検証し、必要に応じて見直しや改善を行っていくことが重要である。

こうした改革を着実に進めていくためには、議員一人ひとりが本答申の趣旨を十分に理解し、自らの取組として実践していかなければならない。

今後も、県民の声や社会情勢の変化を踏まえながら、議会自らが不断の見直しを行い、県民から信頼され、より開かれた議会の実現に向けて取り組んでいくことを確認し、最終答申とする。

別添 第2次議会改革プロジェクトチーム 検討経過

年月日	検討等の概要
令和8年6月19日	第2次議会改革プロジェクトチームを設置。 議長から「県議会に係る慣行等の見直し」「海外活動に係る基準づくり」「議会活動の広報の強化」「その他議会改革に関すること」について諮問
令和8年6月24日	第1回プロジェクトチーム開催。 これまでの議会改革プロジェクトチームにおける議論の経過及び今後の検討の進め方について協議
令和8年7月3日	第2回プロジェクトチーム開催。 県議会の海外活動の沿革と意義及び目的について協議
令和8年7月29日	第3回プロジェクトチーム開催。 県議会の海外活動に関する基準づくり及び議会活動の広報強化について協議
令和8年8月5日	第4回プロジェクトチーム開催。 県議会と執行部職員との関わりにおける慣行等の見直しについて協議
令和8年8月27日	第5回プロジェクトチーム開催。 県議会と執行部職員との関わりにおける慣行等の見直しについて協議
令和8年9月1日	第6回プロジェクトチーム開催。 「県議会に係る慣行等の見直し」に関する中間答申について協議・取りまとめ
令和8年9月2日	「県議会に係る慣行等の見直し」に関する中間答申を副議長に提出
令和8年9月28日	第7回プロジェクトチーム開催。 県議会の海外活動に関する基準づくりについて協議
令和8年10月1日	第8回プロジェクトチーム開催。 県議会の海外活動に関する基準づくり及び議会活動の広報強化について協議
令和8年10月13日	第9回プロジェクトチーム開催。 最終答申について協議・取りまとめ
令和8年10月16日	最終答申を議長に提出

県議会の海外活動に係る基準

第Ⅰ 総則

Ⅰ 目的

この基準は、福岡県議会が実施する海外活動について、その目的、実施基準、活動成果の公表等に関する基本的事項を定めることにより、海外活動の必要性及び適正性を確保するとともに透明性の向上及び県民への説明責任の徹底を図り、県民の理解と信頼が得られる海外活動を実施することを目的とする。

2 定義

この基準における海外活動とは、県議会が議会として実施を決定し、公費により負担して国外で行う交流、調査、研究その他の活動をいう。

3 基本的な考え方

- (1) 海外活動は、海外の議会、自治体、関係機関等との交流・連携や、先進的な取組、制度等に関する調査・研究を通じて、国際的な視点や知見を県政及び議会活動に活かし、本県が抱える課題の解決、県民福祉の向上及び県勢の発展につなげることを目的として実施する。
- (2) 海外活動の実施に当たっては、活動の目的、必要性及び期待される成果を明確にするとともに、議会として実施する意義を十分に整理し、効果的かつ効率的な活動となるよう努めるものとする。
- (3) 海外活動の内容、経費及び成果について積極的な情報公開を行い、透明性及び説明責任を確保するとともに、活動成果を県政及び議会活動に反映させることで、県民の理解と信頼が得られる海外活動を実施するものとする。
- (4) 海外活動の実施に当たっては、福岡県議会議員政治倫理条例の趣旨を踏まえ、県民の信頼を損なうことのないよう、本基準を遵守するものとする。

第2 海外活動の実施基準

Ⅰ 海外活動の実施対象

(1) 友好交流・議会間交流

海外の議会、自治体等との相互理解及び信頼関係を構築するとともに、継続的な交流を通じて、行政、経済、文化、教育など幅広い分野における連携促進を図り、本県の発展に資する活動。なお、継続的な交流については、これまでの交流実績や相手方との信頼関係を踏まえつつ、訪問団の編成に当たっては、交流の目的、必要性、実施方法及び頻度等について検証を行う。

(2) 海外調査・研究

海外の先進的な取組、制度、政策等について調査・研究を行い、本県が抱える課題の解決、政策立案及び議会活動の充実につなげる活動。

(3) その他県政の発展に資する活動

国際機関、海外の関係団体等との連携や、本県の重要施策の推進など、県議会として実施する必要性が認められる活動。

2 実施要件

海外活動を実施する場合は、次の要件を踏まえるものとする。

(1) 目的が明確であること

海外活動を実施する目的、期待される成果及び県政との関連性が明確であること。

(2) 議会として実施する必要性が認められること

議会間交流、海外議会との意見交換、海外関係機関との信頼関係の構築など、県議会が主体となって取り組む意義が認められること。また、執行部との役割分担を踏まえ、議会として実施する必要性が明確であること。

(3) 現地でなければ目的が達成できないこと

国内における調査、オンラインによる意見交換その他の代替手段では、活動の目的を十分に達成することが困難であること。

(4) 訪問先及び活動内容が適切であること

訪問先については、活動目的との関連性が明確であり、現地で活動を行う必要性及び合理性が認められること。

(5) 県政への効果及び成果活用が期待できること

海外活動により得られた成果について、県政の発展、議会活動の充実、政策提言等への活用が期待できること。

第3 海外活動の実施方法

1 訪問団の編成に関する事項

(1) 訪問団の編成

海外活動の目的及び内容を踏まえ、議会として必要な役割を考慮しつつ、目的達成に必要な最小限の人数及び目的達成に必要な最低限の構成とする。

(2) 関係者・関係団体等の同行

海外活動の効果を高めるため必要がある場合は、活動目的に関連する関係者、関係団体等と連携して実施することができる。この場合において、同行する者の役割及び必要性を十分に検討するものとする。

(3) 執行部職員等の同行

海外活動の目的達成及び活動成果の県政への反映を図るため、必要に応じて議会事務局職員、執行部職員等の同行を求めることができる。

2 経費に関する事項

(1) 海外活動に要する経費は、活動目的、訪問先、活動内容等を踏まえ、社会通念上合理的なものとする。

(2) 旅費については、(3) 及び (4) に定めるものを除き、旅費規程に定める基準によるものとする。

(3) 航空機の座席は、原則としてエコノミークラスとする。ただし、訪問先での公務の内容、移動時間、身体的な事情等を踏まえ、公務の円滑な遂行上必要と認められる場合は、この限りでない。

(4) 宿泊施設及び客室については、宿泊費基準額の範囲内であっても、原則として一般職員が公務で利用するものと同等の水準とする。ただし、会議等の主催者から宿泊施設又は客室を指定されるなど、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- (5) 車両借上料、通訳料、現地手配費用その他海外活動に必要な経費については、活動内容及び行程に照らし必要な範囲とする。
- (6) 日程及び行程については、活動目的を達成するために必要な内容とするともに、効率性及び経済性に配慮したものとする。また、渡航機会を活用して複数の活動を実施する場合は、それぞれの活動目的及び必要性を明確にし、効果的かつ効率的な行程となるよう努めるものとする。
- (7) 関係団体や各議員連盟等と合同で訪問する場合は、それぞれの活動目的、役割及び参加形態を踏まえ、公費で負担すべき範囲を明確にするものとする。また、車両借上料、通訳料等、共通して発生する経費については、合理的な基準により負担割合を整理するものとする。なお、具体的な基準については、別途定める。
- (8) 海外活動への参加は、訪問団の全行程への参加を原則とする。ただし、やむを得ない事情により途中参加又は途中離団する場合は、その理由を明らかにした文書を議会事務局に提出するとともに、公務として実施する活動の範囲を明確にし、公費負担の対象となる経費を適切に整理するものとする。なお、具体的な基準については、別途定める。
- (9) 友好交流・議会間交流に伴う相互訪問については、これまで築いてきた信頼関係や交流の継続性を踏まえつつ、定例的な訪問を前提とすることなく、周年行事、重要な協議事項の有無、交流の成果等を踏まえ、訪問の必要性、時期、頻度及び規模をその都度精査した上で、実施するものとする。

3 実施手続

- (1) 海外活動を行おうとする議員は、海外活動の実施に当たり、事前に活動内容について十分な調査・検討を行い、福岡県議会規則第 87 条第 2 項の規定を踏まえ、目的、訪問先、期間、活動内容、参加者、経費、期待される成果等を明らかにした実施計画を作成するものとする。
- (2) 実施計画については、活動目的に照らしてその必要性及び内容を十分に精査した上で、議長に提出するものとする。
- (3) 議長は、提出された実施計画を議会運営委員会に諮るものとし、議会運営委員会は、本基準に定める実施要件に照らし、その必要性及び妥当性について審査するものとする。
- (4) 議長は、議会運営委員会の承認を得た上で、議会規則第 87 条第 1 項の規定に基づき、議員の派遣について本会議の議決に付するものとする。
- (5) 前各号に定めるもののほか、具体的な手続については、別途定める。
- (6) 海外活動の目的達成及び活動成果の向上を図るため、参加議員は、事前調査や勉強会を実施するなど、訪問先における調査事項や意見交換の内容等について十分な準備を行うものとする。
- (7) 海外活動の実施に係る情報については、県民への説明責任及び透明性確保の観点から、適切な時期及び方法により公表するものとする。なお、実施計画については、原則として議決後、出発前までに県議会ホームページ等で公表する。ただし、安全確保その他の理由により、事前に公表することが適当でない情報については、公表する内容又は時期について配慮するものとする。

第4 活動成果の公表及び活用

1 報告書の作成・公表

(1) 海外活動終了後は、参加議員全員がそれぞれ活動目的、活動内容及び成果等を明らかにした報告書を自ら作成し、原則として活動終了後2か月以内に公表するものとする。ただし、訪問先等との調整、相手方の了承を要する事項その他やむを得ない事情により公表できない事項がある場合においても、公表可能な事項については、原則として活動終了後2か月以内に公表するものとする。

(2) 報告書には、次に掲げる事項を記載する。

- 活動目的
- 訪問先及び活動内容
- 意見交換等の概要
- 得られた成果及び知見
- 県政及び議会活動への活用
- 写真その他活動内容を確認できる資料
- その他必要な事項

(3) 海外活動終了後、団長は、本会議において活動の概要及び成果について報告するとともに、活動成果を議員間で共有し、議会活動の充実及び県政への反映につなげるものとする。

2 経費の公表

海外活動に要した経費については、県民への説明責任の観点から、内訳も含め公表するものとする。

3 成果の活用

海外活動により得られた成果については、議会活動や政策提言等を通じ、県政への反映に努めるものとする。また、海外活動の成果については、政策提言、議会質問、条例、予算、行政施策等への反映状況を、活動終了後1年以内を目途に確認するものとする。

さらに、海外活動を通じて構築したネットワークや得られた知見をもとに中長期的に生じた成果についても、その成果が明らかになった段階で公表するものとする。

議会活動の広報強化に向けた取組

1 早期に取り組むもの

現行の予算・体制等で実施可能な取組については、具体的な実施方法を整理した上で、できるものから速やかに取り組むことが適当である。

取組	内容
定例会終了後の記者会見等	実施方法や発信内容等を整理し、速やかに実施する。
ぶら下がり取材場所の設定・安全な取材環境の整備	報道機関の意見も聞きながら、安全性や取材のしやすさ等を踏まえ、取材場所の設定など取材環境の改善を図る。
各会派・議員のホームページ・SNS 等へのリンク	県議会ホームページから各会派・議員のホームページや SNS 等へのリンクを設けるなど、県民が議会や議員の活動に関する情報にアクセスしやすい環境を整える。
広報効果の把握	ホームページの閲覧数や県議会だより等を活用した県民アンケートなど、既存の手法により把握可能な指標を活用し、広報効果を検証する。

2 今後の広報強化に向けたアイデア

本プロジェクトチームでは、広報の強化について、以下のような様々なアイデアが出された。これらについては、予算や人的体制、事務負担等の課題もあることから、今後、実施の必要性や効果等を踏まえながら検討していただきたい。

- SNS・ショート動画等を活用した情報発信
- 動画等を活用した新たな情報発信
- YouTube 等を活用した議会中継
- 議会中継における映像・音声のさらなる充実
- 議会中継等における字幕表示など、聴覚に障がいのある方に配慮した情報発信
- 子ども議会等、子どもや若い世代が議会や県政への関心を深める取組
- バックパネル・演台等を活用した情報発信
- インターネット中継の閲覧数のリアルタイム表示
- 議会モニター制度など、アンケートや意見交換を通じて県民の意見を継続的に聴く取組

執行部との関係に係る慣行の見直しについて

項目	見直しの方向性
1. 議会答弁後の挨拶	答弁後の質問議員へのお礼の挨拶は実施しない。ただし、本会議での要望に関する趣旨確認等を制限するものではない。
2. 常任・調査特別委員会の委員長互選時の挨拶	委員改選時の挨拶は廃止する。
3. 委員会説明・発言時起立慣行	委員及び執行部ともに、着座のまま発言する。対象は、常任委員会、調査特別委員会、予算特別委員会及び決算特別委員会とする。なお、予算特別委員会及び決算特別委員会において、委員が起立して質問することは妨げない。
4. 当初予算会派勉強会での各部説明時の対応	部長のお礼の挨拶は行わず、説明・回答は座って行う。
5. 議会への情報提供のあり方	確定した事実について、公表と同時に情報提供を行う。
6. 提出予定議案等事前説明	県民から「事前に調整（すり合わせ）を行っているのではないか」といった疑念を持たれることのないよう、議案等に関する事前の情報提供については、次のとおりとする。 ① 議会の円滑な運営に資するため、議会運営の要となる議長、副議長及び議会運営委員会委員長に対しては、代表者会議の開催前に資料を送付し、事前に説明を行う。 ② 代表者会議における議論に資するため、交渉会派の代表者に対しては、議長等への説明後、資料を送付する。 ③ その他の議員に対しては、公表と同時に、文書送付先一覧に登録されたメールアドレスへ資料を送付する。なお、資料に関する質問がある場合は、各会派で取りまとめの上、執行部に問い合わせる。

7. 提出予定議案等事前説明の手法	①説明時には議員はタブレットの携行を徹底する。 ②情報提供後、会派から執行部に対し、議案等の説明や質疑応答を希望する場合は、会派ごとに集合しての説明・質疑応答に対応する。
8. 常任委員会・調査特別委員会委員への事前説明	県民から「事前に調整（すり合わせ）を行っているのではないか」といった疑念を持たれることのないよう、委員会案件に関する事前の情報提供については、次のとおりとする。 ① 委員会の円滑な運営に資するため、正副委員長に対しては、委員会前に開催される正副委員長勉強会において事前説明を行う。 ② 委員会における議論に資するため、その他の委員に対しては、正副委員長への説明後、文書送付先一覧に登録されたメールアドレスへ資料を送付するとともに、質問がある場合は回答する。
9. 常任委員会・調査特別委員会委員への事前説明の手法	説明時には議員はタブレットの携行を徹底する。
10. 記者公表資料等の情報提供	①資料送付は一斉送信とし、架電を不要とする。 ②メールの送信先は文書送付先一覧に登録しているアドレスに限定する。
11. 議会棟における説明・情報提供等	アポ入れの連絡先を明確化する。議員ごとに、議員事務所、会派受付等のアポ入れ連絡先を指定する。
12. 議会質問の趣旨確認	議員の了承があれば、電話またはメールでのやり取り等、臨機応変な対応とする。
13. 委員会管内・管外視察における視察先の選定	視察先については、委員会において委員の協議により決定し、議会事務局がその活動をサポートする。
14. 委員会管内・管外視察における執行部の随行	執行部は委員会からの文書による案内（日時、視察場所等）を受け、同行の必要性を判断し、職位に関わらず視察内容に適切な職員を必要最小限の範囲内で同行させる。

15. 常任・調査特別委員会等懇親会	執行部の参加は年度内 1 回のみとし、費用の総額を明示した上で均等に負担する。また、参加は任意とし、執行部は二次会には参加しない。
16. 執行部が事務局となっている議連の対応	執行部が議員連盟の事務局を担う取扱いは廃止する。 なお、今後の事務局のあり方については、人的体制にも関わることから、各議員連盟の活動内容及び事務局業務の実態を整理した上で、執行部、各議員連盟の役員及び議会事務局の間で協議する。